（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第二十六条　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「及び独立行政法人住宅金融支援機構」を「、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」に改める。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　次に掲げる政令の規定中「及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」に改める。

一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

二　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）附則第三条

（消費税法施行令の一部改正）

第二十八条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「及び独立行政法人航空大学校法」を「、独立行政法人航空大学校法」に改め、「規定する独立行政法人航空大学校」の下に「及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に規定する独立行政法人国立国際医療研究センターの施設」を加え、同条第三号を削る。

（財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十九条　財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二中第四十三号を第四十九号とし、第二十号から第四十二号までを六号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の六号を加える。

二十	独立行政法人国立がん研究センター
二十一	独立行政法人国立循環器病研究センター
二十二	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
二十三	独立行政法人国立国際医療研究センター
二十四	独立行政法人国立成育医療研究センター
二十五	独立行政法人国立長寿医療研究センター

第三十条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二中第四十三号を第四十九号とし、第二十号から第四十二号までを六号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の六号を加える。

二十	独立行政法人国立がん研究センター
二十一	独立行政法人国立循環器病研究センター
二十二	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
二十三	独立行政法人国立国際医療研究センター
二十四	独立行政法人国立成育医療研究センター
二十五	独立行政法人国立長寿医療研究センター

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第三十一条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表中第四十六号を第五十二号とし、第二十三号から第四十五号までを六号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の六号を加える。

二十三	独立行政法人国立がん研究センター
二十四	独立行政法人国立循環器病研究センター
二十五	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
二十六	独立行政法人国立国際医療研究センター
二十七	独立行政法人国立成育医療研究センター
二十八	独立行政法人国立長寿医療研究センター

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第三十二条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項　一般会計
独立行政法人国立循環器病研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項　一般会計
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項　一般会計
独立行政法人国立国際医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項　一般会計
独立行政法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項　一般会計
独立行政法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第二十条第一項	厚生労働省令	同条第三項　一般会計

（電波法施行令の一部改正）

第三十三条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

二十三　独立行政法人国立国際医療研究センター

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第三十四条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「十分の一に相当する金額については、」を「十分の九に相当する金額については、機構を」に改め、「の規定により新特別会計において負担し、その十分の九に相当する金額については、機構を同法」を削る。